

# 基準日 (毎年3月31日) 前の1年間 (4月1日から3月31日まで) の新築住宅引渡戸数が0戸であっても、基準日における届出手続は必要です!

注意!!

届出手続期間: 4月1日から4月21日 (基準日から3週間以内) です。

## ●基準日において届出手続が必要な事業者について

	今回基準日の10年前 (4.1)	前回基準日 (3.31)	今回基準日 (3.31)
事業者A	今回基準日の10年前4月1日から前回基準日までの間に新築住宅の引渡しあり	新築住宅引渡なし	事業者B・事業者Cだけでなく、 <b>事業者Aも今回基準日における届出手続が必要です</b>
事業者B	今回基準日の10年前4月1日から前回基準日までの間に新築住宅の引渡しあり	新築住宅引渡あり	
事業者C	今回基準日の10年前4月1日から前回基準日までの間に新築住宅の引渡しなし	新築住宅引渡あり	

※今回基準日の10年前以降に新築住宅を引き渡した事業者は、その後に引き渡した新築住宅の戸数が0戸であっても、継続して届出手続きを行う必要があります。

## ●保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0戸の事業者の届出手続方法

# 1

### 届出手続に必要な書類の準備・作成

基準日における届出手続に必要な書類は「届出書」のみです。  
届出書の様式については、国土交通省ホームページからダウンロードして入手して下さい。  
届出書は、建設業者と宅建業者それぞれ以下の書類となります。

#### ①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に「第一号様式<第五条関係>」と記載のある書類です。)

#### ②宅建業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に「第七号様式<第十六条関係>」と記載のある書類です。)



※国土交通省住宅局住宅生産課「住まいのあんしん総合支援サイト」のクイックリンク (基準日における届出手続に係る様式ダウンロード) から入手できます。

住まいの安心総合支援サイト 関係書類ダウンロード

# 2

### 届出書の提出



届出書を4月21日 (行政機関の休日にあたるときはその翌開庁日) までに建設業許可または宅建業免許を受けている行政庁 (都道府県または国土交通省地方整備局等) に提出してください。  
各都道府県及び地方整備局等別の届出方法は左記二次元コードからご覧いただけます。